

令和6年度第2回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

1. 開催日時 令和6年7月8日（月）午後1時15分から午後4時15分
2. 開催場所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 出席者 寺島会長 清水副会長 中川委員 坂巻委員 山下委員
4. 欠席者 上田委員
5. 事務局 公共施設マネジメント課 鈴木課長 八木主査 石福主査 鈴木主事
生涯学習課 西口課長 中原係長
6. 申請団体 特定非営利活動法人富士センター運営協議会（3名）
7. 傍聴者 なし（非公開）
8. 議題 議題1 審査票の決定について
議題2 白井市学習等供用施設の指定管理者の候補者の選定について
9. 議事

●事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回指定管理者選定審査会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日進行を務めます公共施設マネジメント課、八木と申します。よろしくお願いいたします。

本日のスケジュールは、お手元の次第に基づき、二つの議題について御審議いただき、午後4時00分の終了を見込んでおります。

なお、本会議は、審査に関する情報のため非公開とし、会議録につきましては、発言要旨が分かるように作成の上、委員の氏名等を伏せて公開します。

また、議事録作成のため、会議中についてはICレコーダーで録音させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、開会に当たりまして、寺嶋会長から御挨拶いただきます。寺嶋会長、よろしくお願いいたします。

●会長

本日、非常に暑い中ですが、皆さん、お疲れさまです。

では、今日、令和6年度最初の審査ということになりますので、今回は1社ですが、しっかりと審査していきましょう。よろしくお願いいたします。

●事務局

寺嶋会長、ありがとうございました。

それではここで、本日の資料を確認します。一番上に申請書の変更届がありまして、メールで事前にお送りはしておりますが、そちらのほうつけさせてもらっております。次、

次第がありまして、2枚目に今日の流れが書いてある資料になります。あとは、審査票（案）がございまして、その次に、価格評価の提案額の配点が載ってまして、0.2点ということになっております。当日の資料としまして、指定管理者モニタリング評価表、令和4年度のものをつけさせていただいております。

本日の資料なのですが、先日本渡ししました募集要項、申請団体からの申請書、条例は御持参いただいておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、本日の審査会の出席者を紹介いたします。

本日は、学習等供用施設の指定管理者の候補者の選定を行います。施設の所管課で、学習等供用施設の担当課であります生涯学習課の西口課長です。

●生涯学習課

西口です。よろしくお願いいたします。

●事務局

担当の中原係長です。

●生涯学習課

中原です。よろしくお願いいたします。

●事務局

本日は、このような体制で審議をお願いしたいと思います。

生涯学習課の職員は、議題2の学習等供用施設の指定管理者の募集について説明を行います。

それでは、これから議事進行を会長にお願いし、議題に入ります。会長、よろしくお願いいたします。

●会長

では、お手元の次第により議題に入りたいと思います。

初めに、議題1、審査票の決定について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

お手元の右上に資料1と書かれている資料を御覧ください。

こちらは、学習等供用施設指定管理者候補者選定審査票（案）になっております。こちらの審査票につきましては、再度、気をつけていただきたい点だけ御説明いたします。

今回の総評価点数は、156点となっております。内訳として、サービス等の評価点数は、10点満点のものが13項目、5点満点のものが2項目で、合計140点満点。価格評価点が16点満点となっております。サービス等の評価点と価格評価点の割合が9対1となっております。このサービス等の評価点数で、配点が5点満点となる2項目については、団体の実績の有無を問う審査項目となりまして、具体的には、評価表の3ページ（9）類似施設の運営実績についてと、（10）市内での市民活動実績とその活用についての2項目となっております。

続きまして、同じく審査票3ページの(15)団体の経営状況についてです。配点は、ほかのものと同じく10点となっておりますが、こちらについては、皆様の平均点が5点未満の場合は、失格ということになっておりますので御留意ください。

続きまして、審査票4ページの(16)と(17)の価格評価の部分になります。(16)提案額の審査点数については、自動的に計算式に基づきまして入る形になっております。計算については、今回資料につけさせていただいたA4両面刷りの参考非公開資料のとおりとなっております。

説明は以上となります。審査票の決定について、御審議願います。

●会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様で、審査票について事務局に内容を確認したい箇所などありましたら、質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

いいですかね。では、問題がなさそうですので、資料1のほうに審査票を決定することといたします。

事務局から審査票の配付をお願いいたします。

●事務局

ありがとうございます。それでは、今回決定していただきました審査票を配付いたしますので、少しお待ちください。

よろしいでしょうか。ただいま配付させていただいた審査票は、(16)提案額の審査については、提案額により自動的に計算されるものとなりますので、あらかじめ点数が入っているものになります。

審査票の説明は以上となります。

会長、お願いします。

●会長

審査方法について、事務局に確認すること等ございますでしょうか。

では、ないようでしたら審査に入りたいと思います。

議題2の白井市学習等供用施設の指定管理者の候補者の選定について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、具体的に学習等供用施設の指定管理者の候補者の選定に関する審査について説明をいたします。

冒頭で紹介させていただきましたが、学習等供用施設の所管課になります生涯学習課のほうから、本日審査する施設がどのような施設なのか、その施設の設置目的と概要について、指定管理者を募集するに当たり、市がどのように募集をかけ、どのような団体から申請があったか、応募資格や提出書類に不備はなかったのかについて説明をしていただ

きます。

それでは、西口課長、よろしく申し上げます。

●生涯学習課

学習等供用施設指定管理者選定審査に関し、御説明させていただきます。

資料の白井市学習等供用施設指定管理者募集要項を御覧ください。

まず、設置目的及び概要についてですが、本施設は、千葉ニュータウン事業の入居等を契機として整備されたもので、主に白井第三小学校区を対象として、地域住民のコミュニティの形成や活動を促進する拠点としての役割を担い、公民館類似施設、子育て支援施設、高齢者支援施設を踏まえた複合的な学習施設であり、平成2年4月より業務を開始しております。構造等につきましては、募集要項の1ページの2、施設の概要に記載のとおりとなります。

次に、管理運営の基本方針は、4ページの3番、施設の管理運営方針を御覧ください。

市民のコミュニティ活動や連帯意識を醸成する場として施設の機能等を有効に活用し、利用者に対する柔軟なサービス提供や各種講座の充実、実施などを図ることとしています。

続きまして、業務内容につきましては、17ページの2番、指定管理者が行う業務を御覧ください。

主な業務については、公民館類似施設、児童ルーム、休養室(1)、図書室に関する様々な業務のほか、施設の維持管理などとなっております。

指定期間と指定管理料の見込み額についてですが、また戻っていただいて4ページ下の5番、指定の期間を御覧ください。

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としています。

指定管理料につきましては、次の5ページの6番、経費に関する事項を御覧ください。

3年間の指定管理料として、1億1,577万3,000円を見込んでおります。

続きまして、募集及び選定についてです。募集要項の7ページの8番、指定管理者の募集及び選定スケジュールを御覧ください。

募集要項等は、5月15日から配布、現地説明会を5月21日に実施し、申請書の受付開始を6月10日から6月18日までとしたスケジュールで行いました。

なお、5月21日に実施した現地説明会には、1団体の参加があり、その1団体であります特定非営利活動法人富士センター運営協議会から、6月18日付で申請がありました。

申請者の資格につきましては、6ページの7番、応募の資格を御覧ください。

国内に事務所等を有し、指定期間中、本施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人及び団体としております。申請のありました1団体は、白井市に事務所を有しており、申請者資格に該当する団体であることを確認しております。

また、制限事項に関しまして、国税、地方税を滞納している法人など、各項目の制限事

項は設けてはおりますが、7番の応募の資格2、制限事項に示している項目の該当はなく、また、誓約書の提出がされており、適合していることを確認しております。

なお、提出書類については、8ページの11、先生の手続で示しております。申請書、事業計画書、収支計画書（案）の書類におきましては、全て整っております。

今回、申請のありました1団体についてですが、特定非営利活動法人富士センター運営協議会は、学習等供用施設の現在の指定管理者となりますが、指定管理期間において特に大きな問題等もなく、地域の実情に合わせ、適切な管理運営をしていただいております。

以上のことから、申請のありました特定非営利活動法人富士センター運営協議会について指定管理者の選定を行うに当たり、白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、指定管理者選定審査会の意見を聞きたいため、審査をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

●〇〇委員

〇〇です。この施設について、平成2年から設置されたということですがけれども、今自体、申請団体が1団体、富士センター運営協議会があるのですけれども、平成2年から、この運営団体は変わったことがあるのですか。

●生涯学習課

お答えいたします。最初に開設されたときは、市の直営施設でありまして、平成29年度から指定管理、募集しまして今回3回目になるのですけれども、過去2回、3年間と5年間という形でやっていますけれども、その間は全て富士センター運営協議会が担っております。

●〇〇委員

ありがとうございます。

そうしたら、もう一つなのですけれども、ずっと1団体が同じように、問題はないかもしれないのですけれども、しか応募がない状態、なおかつ、応募がないから、その団体に、その団体がいいとか悪いとかという話の前に、募集方法とかについても、やっているということは前提でしょうけれども、もう少し応募のやり方とか、何も知らないのに申し上げて恐縮ですけれども、何も知らないからこそ客観的に、1団体しか応募がなくて、8年続いている状態、これだったら、公開しているとか、募集を出しているとかという、公募しているという意味とかは少なくなっていっちゃうんじゃないかなと思った次第でございます。また後日、御検討いただければと思います。

●事務局

ありがとうございました。一応、説明会には2社、来たんでしたっけ。

●〇〇委員

今回1社だけ。

●事務局

問合せとかはあったのですけれども、なかなか応募までには至らなかったです。

●〇〇委員

はい。市民の要望ということで聞いていただければ。

●会長

ありがとうございます。

その点に関して、私からも1点なのですけれども、これ応募の資格で、市内に事業所等を有しというのが多分ネックなんじゃないかなと思うのですけれども、これは、どういう根拠で入っている文言になるのですか。これは、ほかの施設だと、ないやつがありますよね、この限定というのが。

●生涯学習課

すみません、6ページの応募の資格のところをこちらのミスで、「内に」となっていると思います。

●会長

はい。これ、多分、市内です。

●生涯学習課

今回、この部分は正しくは「国内に」なのです。

●会長

国内。

●生涯学習課

はい、今回、富士センターのところを後で確認したら、「国」の字が消えてしまっていて申し訳なかったのですけれども、一応、限定は「国内に」ということなので、市内限定ではございません。

以上です。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

では、ほか何か御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

〇〇です。今回3年間なのですが、委託期間が。これ3年間というのは、どういったことなのでしょうか。

●事務局

富士センターが、長寿命化工事を予定しているところがありまして、まだ工事の時期というのははっきりしていないのですけれども、早ければ令和10年度になる可能性があるもので、一応3年にした経緯がございます。

以上です。

●〇〇委員

分かりました。じゃあ、その計画に沿って、次回も、今度、令和10年の4月から何年間というのになるのですよね。

●事務局

そうですね。工事を1年間やるので、そこは休館になって、その後に、また継続して、新しく募集して、選定審査会を開くような形になると思います。

●〇〇委員 ありがとうございます。

あともう1点なのですが、今日配られていたモニタリング評価表のところで、この評価基準の多分、前にもこういう話あったと思うのですが、すみません、ちょっと忘れてしまったので、再度お伺いしたいのですが。評価基準というのは、今回のを見ると全部B評価になっているのですが、何段階の評価があって、どういう基準で、A評価はこういう基準、B評価はこういう基準というのが教えていただきたいなと思います。

●生涯学習課

お答えします。評価自体はA B C Dの4段階になっています。Aが事業計画書の内容と比較して、特に優れた管理が行われた、Bは特に改善すべき課題はない、Cは軽微な改善課題がある、Dは重大な改善課題がある、となっております。特に改善すべき課題はないため、おおむね大丈夫ということでB評価となっております。

●〇〇委員

ありがとうございます。今のところということとは、これ令和4年度なので、1年空いて、前なのですけれども、この富士センター運営協議会に対しては、特に優れたところはないという判断でよろしいでしょうか。

●生涯学習課

特に優れたところがないと言われると語弊があるかもしれないのですけれども、特段ほかのセンターと比べて、ここが物すごくいいというところまでの評価には至っていない。ただし、どの部分をとっても、基本的には問題なく、安心して任せられるかなという評価をしています。

●〇〇委員

ありがとうございます。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問等いかがでしょうか。

●〇〇委員

〇〇です。今さらで申し訳ないのですけれども、指定管理者募集要項の24ページで、保険の付与というところがあると思うのですけれども、ここを読みますと、1番、2番については市の分が入っていると。プラス3、4、公民館総合補償制度と賠償責任補償を掛けなさいよとなっていますけれども、中身見るとダブっているところもあるのですけれども、これというのは、何か特別な理由があって、その公民館総合補償制度とか賠償責任補償を掛けさせているのでしょうか。

●生涯学習課

まず、公民館総合補償制度というのがありまして、これ全国の公民館、類似施設、基本的には皆さん、いろいろな補償としてカバーされているので、多くのところが入っています。市が直営のときも公民館の保険に入っています、同等のものをということで御案内をしています。

1番、2番のほうは、市が加入しているものですので、イベントとか主催事業者によって適用される補償が違ってくるので、同じ死亡でも、両方から死亡保険が下りるというよりは、公民館のほうで実施したもので、もし、死亡事故が発生してしまえば、公民館総合保障制度の補償でカバーをされると思いますし、公民館を使った、何か市で行事をするとか、市の担当課の主催の何か講座、イベント等で死亡事故等が発生した場合、市民総合賠償保障保険の補償が適用されるものと思われま。特段、こちらでダブってという認識ではございません。よろしくお願ひします。

●〇〇委員

ということは、相互にカバーし合っているような保険制度ということによろしいですかね。公民館総合補償制度のほうは、疾病弔慰金だとかいうようなものまで入っているので、結構手厚いのかなというふうに感じたのですけれども、それは全然ダブリがないというふうに考えていいのでしょうか。

●生涯学習課

全然ダブリがないかと言われると確証はありませんけれども、指定管理者が安心して事業を実施していただくためには、こういった補償に入っているのが市としては必要だということで、同等以上のものに入るようにという案内をしています。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

ありがとうございます。

その他、質問等いかがでしょうか。

お願ひします。

●〇〇委員

〇〇から質問させていただきます。このモニタリング評価表を御覧ください。この中で1点気になったのでお尋ねしたいのですけれども。

2枚めくると、(2) 管理運営経費の削減についてという欄がありまして、その項目の③に、外注委託業務で、専門性の必要な施設維持管理云々かんぬんは再委託と書いてあるのですけれども、この再委託について、まず市は認めていらっしゃるということですよ。その再委託先の再委託の金額とか、そちらの再委託先の労務管理とか、そういうところは、どの辺までよしとしているのですか。確認しているのですか。

例えば、ブラックのように、ここはそんなことないでしょうけれども、再委託するのでも、ぎりぎりの下請けに金額で出すとか、そういうことだって、ないとは言えないと思ひまして、気になりました、どこまで市が把握しているのか。

●生涯学習課

お答えいたします。市のほうで再委託を認める場合、まず協議書が出まして、どの業務をどの会社に委託を出すというような申請は頂いています。ただし、その中で、金額とか相手の会社さんの労務の状況というのは、確認はしておりません。

実際、お願いしている内容については、害虫駆除ですとか、高いところの窓の清掃とか、定期清掃、一般的なセンター管理の中で必要と思われて、プロの方をお願いしたほうがいい業務を依頼しております。ただし、その会社さんの労務状況については、市のほうとしては、特にチェックはしておりません。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問等いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、事務局のほう、続きをお願いいたします。

●事務局

それでは、これより5分間の休憩をいたします。休憩後、特定非営利活動法人富士センター運営協議会の準備が整い次第、審査に入りますので、正面の時計で1時50分までに席にお戻りください。

それでは、休憩とします。

(休憩)

●事務局

それでは、準備が整いましたので、これから学習等供用施設の指定管理者の候補者の選

定に係る審査を開始いたします。審査に当たり、事務局から留意事項を申し上げます。

まず、時間ですが、審査は団体からのプレゼンテーションが30分、委員からの質疑が30分、合計60分となります。

プレゼンテーションについては、団体の概要、事業計画書、収支計算書の順で行い、必ずページ番号をおっしゃってから説明してください。

審査は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画書等から逸脱したプレゼンテーションは、適正な審査ができなくなるため御注意願います。

また、事務局がベルを鳴らしましたら、終了5分前の合図です。2回目のベルで30分経過となり、そこでプレゼンテーションは終了となります。併せて御留意ください。

それでは、これより審査を始めます。プレゼンテーションは、会議室の時計で2時22分までとします。よろしくお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

●富士センター運営協議会

皆さん、こんにちは。ただいまより、白井市学習等供用施設指定管理者の申請団体であります特定非営利活動法人富士センター運営協議会よりプレゼンテーションを始めさせていただきます。

私どもの協議会に、平成25年の4月1日から今日まで業務委託をお任せいただきまして、本当に心から御礼を申し上げます。プレゼンテーションは、選定委員の皆様の前のプロジェクタースクリーンに沿って進めさせていただきます。

本日のプレゼンターは、次の3名です。特定非営利活動法人富士センター運営協議会理事長、私、〇〇。それから、富士センター運営協議会センター長、〇〇。

●富士センター運営協議会

よろしくお願いいたします。

●富士センター運営協議会

それから、富士センター運営協議会理事の〇〇。

●富士センター運営協議会

〇〇です。よろしくお願いいたします。

●富士センター運営協議会

それでは、〇〇よりプレゼンテーションを開始させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●富士センター運営協議会

〇〇でございます。ここ、プロジェクター使いますので、私、座ったままでやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、申請書に基づきまして御説明をさせていただきます。内容の詳細につきましては、既に御覧いただいていると思っておりますけれども、事前に提出いたしま

した指定管理者申請書を御覧いただきたいと思います。

まず、2ページ見ていただいて、団体の概要でございます。富士センター運営協議会は、特定非営利活動法人として、平成27年4月17日に設立いたしました。地域住民を対象に地域交流、多世代交流を軸とした事業を展開し、市民の相互協力による地域活性化の拠点として、地域の連携を深める活動を行い、地域のつながりに寄与することを目的としています。

これらの目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

1番から順番に始めます。まず、社会教育の推進を図る活動。2番、まちづくりの推進を図る活動。3番、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。4番、災害救援活動。5番、地域安全活動。6番、子供の健全育成を図る活動。7番、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行います。

富士センター運営協議会は、学習等供用施設を富士地区におけるまちづくりの拠点と定めまして、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を促進することを目的に、特定非営利活動法人として設立し、地区社会福祉協議会、まちづくり協議会や地域のボランティア団体と連携、協力し合いながら活動をしております。

平成28年4月1日より今日まで、白井市学習等供用施設指定管理者として学習等供用施設富士センターの管理運営を行っております。

なお、以降、学習等供用施設の名称につきましては、利用者で呼称されております「富士センター」と呼ばせていただきます。

次、団体の概要でございます。これは富士センター運営協議会の業務及び従業員数、それから有資格者でございます。それは御覧のとおりの内容になっております。

次に、管理運営の基本方針でございますが、これ4ページを参照してください。

このために必要とされる項目は、次のとおりでございます。まず、地域の活性化、その内容は1番から5番。それから次世代の育成、これは1番から3番。高齢者が力を発揮する場づくり、これは1番から3番でございます。

それから次、市民サービスの向上方法でございます。これは5ページを参照ください。

必要とされる項目は、ここに挙げましたとおりでございます。誰にでも平等に開かれた運営、市民が利用できるオープンスペースの確保、職員に対する研修などの実施、ボランティアなどの住民の主体的な地域活動の支援、それから地域の関係機関との関わり、連携の推進でございます。

この内容、見ていただいておりますように、地域の関係機関とのバランスにつきましては、富士センターを中心といたしまして、それに関連する各団体、あるいは施設と共に運営を進めてまいります。

次、利用者ニーズの把握方法と対応でございます。これは6ページを参照ください。

苦情対応については、御覧のとおりでございます。

富士センター職員接遇マニュアルにつきましては、7ページから27ページのマニュアルのとおりでございます。

次に、自主事業の実施計画でございます。これは28ページを御覧ください。

分野別方針としましては、御覧のとおりでございます。

令和7年度から令和9年度の自主事業の実施計画は、29ページから39ページのとおりです。

家庭教育、青少年教育、成人教育、団体育成、その他、この内容で行います。それぞれの計画については、この書かれましたページのとおりでございます。

次に、緊急時の対応でございます。緊急時の対応につきましては、ここに書かれたとおりでございます。詳細につきましては、非常災害対策マニュアルの36ページから46ページを御覧ください。

富士センターでは、これまでに41ページから45ページの災害対策用備蓄品を備蓄し、いざという災害発生時のために備えてきました。その内容が災害、それから不審者対策、先ほど申し上げました、それから急病者対策、保険への加入等でなっております。

それから、利用促進のほうにつきましては、47ページを御覧ください。

内容につきましては、衛生管理の徹底ですとか、各種事業などの実施と開放、機関誌の発行や掲示板の活用、利用しやすい雰囲気づくり、利用団体などの活動アピールでございます。

利用料金につきましては、48ページを御覧ください。

利用料金の内容は、御覧のとおりでございます。官公庁、行政機関は、現行のとおり無料でございます。認定団体は半額といたします。

続きまして、管理運営経費の削減方法、これは49ページを御覧ください。

管理運営経費の削減方法については、ここに御覧のとおりでございます。1番、2番、3番。

それから、次、進みまして、類似施設の運営実績でございます。これは50ページを参照ください。

平成25年4月に富士センター運営協議会を設立し、平成27年4月17日付で特定非営利活動法人富士センター運営協議会として法人化、平成29年4月から本日まで、白井市学習等供用施設指定管理者として同施設を管理運営してまいりました。

市内での市民活動とその活用につきましては、51ページを御覧ください。

地域住民との活動、協力の内容につきましては、特に重点を置いております。1番、地域事業の協賛及び講演としましては、こいのぼり祭り、防災訓練への参加をいたしております。2番です。白井第三小学校区地区社会福祉協議会との連携では、ふれあい食事会、喫茶「みるく」の開催を行っております。それから3番目に、地域自治会や白井第三小学校区まちづくり協議会との連携として、こいのぼり祭りや防災訓練や備品の貸与を行っ

ております。4番、地域ボランティアとの協働として、春と秋の2回、美化交流会を実施しております。5番、生活困窮者への支援として、フードパントリーを実施しております。

施設設備の維持管理につきましては、52ページを御参照ください。

内容は、ここに書かれたとおりでございます。

続きまして、管理体制でございます。これは53ページを御参照ください。

内容は、御覧のとおりでございます。

令和6年度富士センター業務体系につきましては、54ページを御覧ください。

続きまして、個人情報保護でございます。取組等につきましては、御覧のとおりです。

1番、取組、1番から5番まで。2番が個人情報の収集方法。3番が個人情報の公開、開示。4番が個人情報が流出した場合の対応方法。それに禁止事項がございます。4番が内容を含む個人情報の収集と利用及び提供でございます。

その他の関係法令の遵守につきましては、57ページを御参照ください。

遵守いたします法律、条令、規則は御覧のとおりでございます。法律、市条例、市規則、その他でございます。

続きまして、特記すべき事項です。災害の発生に備えた備蓄品の確保の災害対策用備蓄品は、令和6年4月1日現在、84品目、その内容は41から45ページを御覧ください。

生活困窮者等への支援として、ふじっこダイニング、シニア食堂、先ほど申し上げましたが、フードパントリーを実施いたします。

次に、収支計算に参ります。これは令和7年度から令和9年度までの3年間、本収支計算書により運営してまいります。詳細内容につきましては、59ページから76ページを御覧ください。

指定管理者の収入、支出、それから、収支差し引き、これは御覧のとおりでございます。

それから、管理体制の計画でございます。市の配置基準に応じまして、御覧の配置で実施いたします。左のほうが市の配置基準でございます。それに対して、我々の配置計画は右のとおりでございます。ページ数は、77、78ページを御覧ください。そうすると、このような体制になっております。

それから、勤務のシフトの表につきましては、この御覧いただいているとおりでございます。これは79ページを御覧ください。

次に参ります。管理体制の運営実績。これにつきましては、99ページのとおり、平成25年4月から平成29年3月までは管理運営業務委託を、平成29年4月から令和7年3月までは指定管理者として富士センターを運営しております。

次に、決算報告書でございます。これは100ページから108ページを御覧ください。

令和3年度から令和5年度の貸借対照表は、御覧のとおりでございます。資産の部、負債の部、正味財産の部になっております。

それから次、活動計算書は御覧のとおりでございます。100ページ、104ページ、108ペ

ージのほうを御覧ください。

次に、事業報告でございます。これは112ページから115ページを御参照ください。

令和5年度に実施いたしました事業の内容、成果は御覧のとおりです。それから令和4年度、令和3年度の内容の詳細は、118ページから125ページのとおりとなります。

内容としましては、ここに書かれている内容でございます。事業名、事業内容、実施場所、それから受益対象者の人数は御覧のとおりでございます。

それでは、春夏秋冬に行われました事業の具体的内容は、御覧のとおりでございます。この写真を見ていただいて、御説明いたします。

まず、やっております内容としましては、将棋教室、親子ヨガ、終活講話、エンディングノートの書き方、トイトイランド、幼児向けですね。それからクッキング教室、リズムベビーマッサージ、みるく。これは全部ではございませんが、抜粋したものでございます。それからあと、こいのぼり祭りがこの地区では行われまして、これに富士センターからも協力してございます。

あと、行事としましては、絵画教室だったり、あと、年に2回、美化交流をやっております。それから音楽祭。あと、子供たちを対象にしまして、土器と古代の講座でございます。それから、いちごクラブ、家庭菜園教室、ハロウィンリトミック、それから世代間交流、これは子供から高齢者まで一緒にボッチャとか、そういう内容とゲームをやっております。

それから、地区では、全地区の自治会が集まって防災訓練を毎年やっております。これにも富士センターとして協力をさせていただいております。

そのほかの行事としましては、ふじっこダイニングですとかエコクラフト教室、ハッピーハロウィンというような内容で実際に行っております。それからシニア食堂、男性料理教室、子どもクッキング、書き初め教室、将棋の元アマ名人との対局、そば打ち教室、クリスマス会、クリスマスフェスタ。このような行事を、これ抜粋でございますが、年間通じて、やっております。

続きまして、126ページから127ページになりますが、令和6年度予算になります。令和6年度の予算額、令和4年度、5年度の決算額は御覧のとおりでございます。令和6年度富士センター管理運営業務費予算は御覧のとおりで、その詳細が、今申し上げました126ページから127ページになります。

令和6年度富士センター運営協議会運営費の予算は御覧のとおりで、詳細は128ページを御覧ください。

令和6年度自主事業計画予算は、御覧のように129ページを御覧ください。

次に、令和6年度の事業計画で、これは130ページを御覧ください。

内容は御覧のとおりでございます。

学習等供用施設講座等実施計画書は、131ページから133ページを御覧ください。

これが実施計画の計画予算でございます。

これは6年度事業計画で、運営方針としまして、これに関しますのは、ページでいきますと130ページになります。先ほどちょっと申し上げました内容でございます。運営方針としましては、全体の運営方針、それから分野別方針となっております。内容は、御覧のとおりでございます。

令和6年度の特に重点的実施の項目では、御覧のとおりでございます。

それから次に、学習等供用施設講座等実施計画でございますね。これは、計画につきましては、131ページから133ページからを御覧ください。

1番、学習講座事業が、内容としましては、このような内容で行います。それから、その内容につきましては、学習講座事業、それから講座以外で行う事業、それから情報の提供、それから施設の提供、ウィズコロナ、それからアフターコロナの時代に向けた対応でございます。以上の内容で、我々は実施してまいりたいと思っております。

それから、ここにはございませんが、令和5年度の確定申告書、それから納税証明書、貸借対照表や活動計算書につきましては、134ページから157ページを参照していただきたいと思います。

以上が白井市学習等供用施設指定管理者指定申請のプレゼンテーションでございます。これでプレゼンテーションを終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

●会長

ありがとうございました。

では、質疑のほうに入らせていただきたいと思います。委員の皆様から、御質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

では、まず私から質問させていただきたいと思います。会長の寺嶋です。よろしく願いいたします。

まず、簡単なところからお聞きしたいのですが、28ページ、自主事業の実施計画について少しお聞きしたいと思います。こちらのほうで、分野別の方針ということで幾つか御提案をいただいているのですが、この中で、今年度まででやっていない新しいものというのは何かございますでしょうか。

●富士センター運営協議会

今年度やっていないものということでございますが、難しいのですが、アクセサリー教室等は、品物を変えて、今年度はビーズとか、来年度は違ったものとか、子供が喜ぶ、ちょっとしたおもちゃということなのですが、そういったアクセサリーの講座を子供が飽きない程度にやっております。

あと、今年になってですと、大人の塗り絵教室とか、新たに始めた事業等がございますが、来年になりますと、カービング教室。石鹸で花を作ったりとか、そういったのをサイクルで、年を変えてやっているとか、あと、人気のある講座は、毎年やはりやっている形

になっております。あとペーパークラフトとか、来年は予定しておりますが、そういったことで新しいものを取り入れながら、地域住民が飽きないような形で新しいものを取り入れながら、また、人気のある講座は、繰り返しやる形で講座が組んであります。

以上です。

●会長

分かりました。では、そのあたりについて、何か完全に新規での企画みたいなものというのは、立てられる予定というのがありますか。あるいは、組織内で、そのあたりのアイデアを集うというような場が設けているとかというようなあたりは、いかがでしょうか。

●富士センター運営協議会

今、ほかのセンターで人気が出ているという話を聞いて、N I S Aとか、何か新しいのも取り入れていきたいと、そういった新しい情報を仕入れながら、今、決まっている中でもちょっと余裕がありますので、そういったものを間に割り込んでいく形で考えております。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、御質問いかがでしょうか。

では、お願いします。

●〇〇委員

今、会長のほうからの質問で関連でなのですが、講座数、かなりいろいろあるようなのですが、これは、自前の講師さんというのは、富士センターさんのほうで抱えているのですか。

●富士センター運営協議会

自前の講師というか、毎年やっている方もいらっしゃいますし、各センターでやった人気のある講座の講師を紹介してもらったり、様々な講座の講師を迎えております。

また、最近では、市が提携している明治安田生命のライフ講座がありますので、そちらのほうとか利用させて、講師を呼んでもらっているような形になっています。

●〇〇委員

では、例えば富士地区での住民の中から、そういったようなものに秀でた方を発掘するとか、そういった形ではなく、今、講座は構築されているというふうに考えてよろしいのですかね。

●富士センター運営協議会

富士地区の利用サークルの方にもお願いしているのですが、講師まではできないという方が多いのですね。非常に難しいというか、やはり高齢でもあるし、結構サークルが今、高齢化してしまって、若い方が少ない形で、その講座の方も、講師を別に料金払って呼んでいるような状態で、そのサークルの方が人数増やしたいのだという話であれば相談に

は乗っているのですが、そういった方たちが今度、講師やってくれるかと聞きますと、ちょっとそこまではというのも結構多い状態で、なかなか地元の方々を利用するのは、結構難しい形になっています。

●〇〇委員

なぜこんなことをお聞きしたかといいますと、まちづくり協議会の連携という形で、最初の活動方針入っていましたがけれども、たしか富士地区のまちづくり協議会との連携って、まだ新しいですよ。去年とか、おとしあたりから。

●富士センター運営協議会

はい、そうですね。

●〇〇委員

多分、まちづくり協議会というのは、いろいろな団体をまとめて、富士の中での一つの大きな自治会みたいな、そういったような構想を持っていると思うのですがけれども、その中で運営協議会さんは、こういった位置づけに自分たちがなっていこうというふうにしているのか、その辺を教えてくださいませんか。

●富士センター運営協議会

今まちづくり協議会が、ここへ来て3年ぐらいやっていますけれども、その中で、地域の団体を巻き込んで活動しているのですけれども、富士センターとしては、もともとまちづくり協議会ができる前から、地域の団体を、地区社協さんとか地域の学校等、小学校とか高校とかという、周りにいる人たちの団体を、もともとこの運営協議会が始まる時から、協力して、お願いしていた状態なのですね。その状態を、今度はまちづくり協議会ができましたので、さらにまた、今言ったように、ほかの団体の人たちも加入していただきましたので、その中で、まだ模索しながらやっていることは間違いないのですけれども、富士センターが中心になっていることは間違いないのですけれどもね。富士センターの中にも、まちづくり協議会の事務所をつくりましたし、地区社協の事務所もありますから、皆さんが一体になってやっっていこうという形で考えていただいていることは間違いありません。

●〇〇委員

分かりました。

●富士センター運営協議会

それに加えて、人事交流ではないのですが、お互いに会員になり合っている形になりまして、その辺の連携が取られている、まちづくり協議会の役員にもなっているし、富士センターの職員にもなっている。また、地区社協の役員が、まちづくりに入っている、また、うちの運営協議会にも入っているということで、その辺の人事交流が入っていますので、その辺の連絡方法とか、綿密にやっている状態でございます。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

〇〇です。よろしくお願いします。

今の流れで、自主事業というのが富士センターさんの場合、すごく多いと私のほうで思っているのですが、最後のほうに、事業計画の中でサークル化を目指すというのがあったのですが、ずっと今まで5年間、その前8年やられていて、実際に自主事業からサークルに発展していったというものは、どのぐらいあるのでしょうか。

●富士センター運営協議会

数としては少ないのですが、一昨年、2年前ですか、茶道教室をやりまして、茶道教室のサークルができました。今年、世代間交流でポッチャをやったのですが、そこで、またサークル化したいという話が出ていますので、今その相談に乗っている状態です。

サークル化、結構話はするのですが、皆さん、できたらやりたいねと。でも、リーダーとかは嫌だけれども、そのサークルができたなら参加しますというのは結構多いです。そのリーダーを探すのが結構、今、難しい状態になっています。

以上です。

●〇〇委員

ありがとうございます。すごく気持ちというか、そういう状況がほかの地域でもあることなので、すごく分かります。

あと1点なのですが、実際に、この自主事業とか見ていると、参加人数とか、そういうことを考えての上でもしれないのですが、いろいろなところで富士センター、高齢化という話が出ているのですよね。実際に若い方というか、30代、40代、ふだん働いているような方たちもいっぱいいらっしゃると思うので、その辺の世代を取り込むというのは、すごく難しいことだとは思いますが、その辺の年代の取り入れというのをどのようにお考えか、ちょっと教えてください。

●富士センター運営協議会

これ、ちょっと大変な作業なのです、はっきり言って、ちょうど30代、40代の人たちが今、子育てしている最中、それから生活もかかっていますので、勤めたりしている人もいますから、そこら辺で、私ども、子供さんを巻き込んで、サークルとかいろいろな事業をやりながら、親御さんも一緒になって参加してもらえるような状態で、まず、お子さんのほう来ていただくことによって、お母さんも来ていると、お父さんも来てもらうということも含めて、そういう方向性は考えております。

やっぱり自分たちでサークルをつくったりすることは、なかなか、若い人は難しくなったりするので、まちづくり協議会も含めて、両方、センターもそうなのですけれども、若い人を取り込むことを今一番悩んでいるところ、そこなので、いろいろなアイデアがあれば教えてもらいたいなと思ったぐらいなのですけれども、その辺これからも、まだまだ模索しながらやっていきたいなと思っておりますけれども。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

御説明ありがとうございました。〇〇と申します。

市からの業務委託で4年ほど、その後、指定管理機関ということでした。これまでおやりになってきていて、端的に一番大切にしてきたことって、どんなことですか。

●富士センター運営協議会

私どもは、もともとは地域の人たちで地域の施設を守ってほしいということで、行政指導ですけれども、市長さんのお声があったので、その辺から始まった話があったので、そのために地域の人たちを集めて、センターを受けるにはどうしたらいいかという形から入ったのですけれども、地域の皆さんといかにコミュニケーション取っていくか、そこら辺を大事にしていこうということが、まず第一に考えたことは間違いありません。

それも、先ほど言われたように、地域の団体の人たちも、センターをつくるためには私たちが協力しますよということで始まった話なので、地区社協さんも含めて、大変御協力いただいているということは間違いありません。

そこら辺を皆さんの輪を大事にしていこうと。地域だから、地域の皆さんのお声を聞ける立場にいますから、それを地道に聞いていこうという形で今、進めております。

●〇〇委員

ありがとうございました。それを踏まえてなのですけれども、では、引き続く、この3年間、こちらについてはいかがですか。

●富士センター運営協議会

今までやってきたことも、継続も必ずしなきゃならないし、また、新しい、先ほど言ったように、若い人たちも取り込むことも必要ですから、その辺も含めて、もっともっと私どもも勉強しながらやっていきたいと思っています。できるだけ地域の人が、富士センターがあることで、地域の人がやっていることで、手を挙げて参加したりしている方がたくさんいるので、その辺を私のほうでしなきゃいけませんし、センターで何か一つの大きい事業をやると、皆さんが本当に集まってくれるという、参加率がすごいなという感じ、このところ特にするのですけれども、たまたまコロナがあったものですから、ちょっと停

滞したことは間違いありませんけれども、また、ここ1、2年で復活してきたなど感じ、いたします。

3年間、またさらにやらせてもらおうとすれば、その辺も含めて、皆さんの気持ちに合うような形で、もっともっと進めていきたいなどは思っております。

●〇〇委員

ありがとうございました。

●会長

では、お願いします。

●〇〇委員

〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

非営利活動法人ということなのですが、それを踏まえて、今、設立の思いとかを拝聴いたしまして、人件費マニュアル、こちら、どのような考えで、この人件費をまず総額を決めるのかという、その考え方をお聞かせいただければと思うのですが。

●富士センター運営協議会

人件費の考え方ですが、まず基本給をどうするかということで、今、私どもも専門職が必須になっています、児童厚生員とか。そういったことで、児童に対しては、保育士とか結構今、不足ぎみなのですが、そういったことで、市とレベルを合わせる形で単価は決めています。それで充足数を市の条件を満たす形で計算していますから、富士センターは、各センターに言わせると、結構めぐまれている状態だとは伺っています。事務職でも最低賃金を上回る単価で人を採用していますし、そういったことで、まず職員が余裕がないと、サービスも難しい。人的対応するにも、やっぱり心の余裕がないとできない。そういうには、やる気を出すためには、多少、金額を盛る必要もあるのではないかと。あと、人数的にも、やはり余裕が欲しい。そういった面では、そういった市の基準を上回る職員を採用している関係で、結構人件費は高いと思います。

●〇〇委員

市の保育士さんが幾らとか、そういうのは公開されているのですか。

●富士センター運営協議会

臨時職員については公開で、幾らで採用したいという採用情報が、結構ホームページのほうから出ますので。

●〇〇委員

それは新入社員ですよ、人事ですよ、公表されているのは。

●富士センター運営協議会

はい。

●〇〇委員

そこから先、勤続年数によって積み上げていく、その方法、考え方はどうなのですか。

●富士センター運営協議会

それは、労働基準法でベースアップが出ますね。それで上げている状態です。何%、今年上げるよとか、それに見合う形で社員の人件費を上げている形です。

●〇〇委員

それは、千葉版とかで。

●富士センター運営協議会

そうです。千葉の労働局の人件費へのアップ分を見てという形です。

●〇〇委員

そうすると、積み上げ式ってことですよ。

●富士センター運営協議会

そうですね。

●〇〇委員

そうすると、賞与なんかはどうやって考えるのですか。

●富士センター運営協議会

賞与は。

●富士センター運営協議会

ちょっといいですか。それもいずれ説明しますが、賞与も、やっぱり行政に近い形で私どもは考えております。

同じ富士センターの指定管理といいながらも、働く人たちは、同じ立場で、同じ資格を持って働いていることは間違いないので、それに対価が必ず必要だろうという形で、それは、代表で理事という人は、全然無報酬の形なのですけれども、職員たちには、それだけの対価を支払ってあげようという形でやってもらっています。

それに対して、今言ったようにやる気を起こしていただいたり、新しいものを開発したりという形で、職員は一緒に頑張っていると思います。

●〇〇委員

富士さんは無報酬の方が多くて、報酬が2名出ていますよね。

●富士センター運営協議会

職員、その2人といいますか、理事の方2人は働いてもらっています。これは、実際に現場で非常勤の形なのですけれども、働いてもらっていますけれども。

●富士センター運営協議会

それは、職員とは別に、協議会の理事として運営を指導する理事がいます。

●〇〇委員

ごめんなさい、別に発言を訂正しただけであって、その役員報酬が出ている方、出していない方、金額云々かんぬんとか、そういうことを私は述べるつもりはなかった。ただ、ちょっと発言を、違うのかなと思ったから申し上げただけです。念のため申し上げます。

●富士センター運営協議会

今、賞与の件ですが、市の基準では、とてもじゃないけれども出せません。指摘より低い金額ではあります。

ただ、そういった意味で、うちの場合は正社員が4名、あと臨時職員が9名。臨時職員としては、今、労働基準法では出す必要はないのですが、うちの場合は、そのやる気を買うために、多少ですが、臨時職員にも賞与を出す形で今、運営しています。

●〇〇委員

非営利法人だから、コスト削減ということの項目に人件費が入ってしまえば、下がっている分には下がっていきますけれども、非営利法人となると、どういうふうな考えなのかなと思って伺いましたのですけれども、結論は、大体、白井市の考えに準ずるということですかね。

●富士センター運営協議会

そうですね、そこで働く職員に対しては、それなりの生活もありますから、生活水準を維持しなきゃならない、それだけの金額は出しています。

●〇〇委員

そうすると、市の人件費の考え方は、基準が妥当だと思うと。最低賃金で人を雇っている、そこが、うちは最低賃金より払っているということですが、それが妥当だ、それを当然のようにおっしゃるというのは、最低賃金で払うのが妥当だと思っておられるということですか。

●富士センター運営協議会

いえ、最低賃金で払ってはいません。それ以上の金額を出しています。

●〇〇委員

だから、そこでわざわざ、うちはいいいんですよということでおっしゃっていたので。

●富士センター運営協議会

それ以上なら、市の考え方として、同一労働同一賃金という考え方に賛同して、市の基準を採用している。臨時職員についても、市の基準を採用しているのですね。

ただ、そのベースアップ部分をどう見るかという形で、その最低賃金のベースアップを見ているという形になります。あとは、市のどのぐらい上げるかと、それも参考に、毎年の賃金単価を決めています。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

ありがとうございます。

今、人件費の話出ましたので、私からもそこについて伺いたいのですが。収支計算書のほうを見せていただくと、例えば令和7年度の収支計算書、59ページ。こちらですと、

人件費のところ総額が、単位1,000円ですから、〇〇〇ほどです。〇〇〇になっていますけれども、これ3ページほどめくっていただいて、62ページのほうを見ると、同じ令和7年度の人件費の内訳表があるのですね。こちらの一番右、人件費合計のところ、62ページだと総額が出るのですが、これ〇〇〇になっていまして、先ほどの金額と一致しないのですけれども、こちらは、どちらが正しいのでしょうか。場所、分かりますかね。

●富士センター運営協議会

はい、59ページの人件費の総額と、62ページの人件費の総額が違うということですね。

●会長

そうですね。これ人件費内訳のところ、常勤と非常勤で足してみると、それぞれの総額が違うのですけれども。

●富士センター運営協議会

これ、予算編成で1,000円でまとめますので、積み上げ的にちょっと違ってくる。

●会長

ただ、誤差が〇〇〇ぐらいになっているのですけれども、そんなに違ってきますかね、1,000円単位で上げてても。

●富士センター運営協議会

各項目ごとに切り上げるので、基本給とか各手当とか、その項目ごとに切り上げていくのと、あと、非常勤と正職員で、そこで項目ごとに切り上がって、結構。

●会長

これ、計算のたびに切り上げをしているということなのですか。

●富士センター運営協議会

そうです。正職員の給料のほうで1,000円以下も切り上げることで、予算上は給料が何円出ても、それを何円出すたびに1,000円に繰り上げる。手当も何円出ても、それを繰り上げていたのですけれども、この後ろの42ページは、その生の数字になってきます。

●会長

これ一応、指定管理料の支払いとしては、この収支計算書を基に、恐らくされるんじゃないかと思うので、ここが実際に払われる金額の値と違うというのは、ちょっとよくないんじゃないかと思うのですが。これ、言ってみれば、実際に払われる金額よりも9万円多く、ここに請求されているということになるので、その計算の過程で切り上げが生じるというのは分かるのですけれども、そもそも、ここが実際の内訳表の合計と食い違っているというのは、あまり見ないので、ちょっとやめたほうがよろしいかと思えます、それは。

あと、もう1点なのですけれども、これは、どちらかという、今回の令和7年度から9年度の申請内容というよりは、それ以前の申請についてお伺いしたいところなのですが、今回の申請では、毎年、繰出金という形で運営協議会繰出金を〇〇〇ほど設定されていて、基本的には、これが128ページ辺りに書いてあるようなところで、富士センタ

一運営協議会の運営費予算のところ、こちらに充てられているというような認識でいいかと思うのですけれども、これ逆に言えば、ここまでの例えば今年含めた過去3年間のほうだと、私の手元にある資料ですと、例えば令和4年度の予算だと、繰出金〇〇〇しか計上されていないのですよ。実際には〇〇〇という形になっているわけですが、これ仮に〇〇〇だったとしても、運営費には足りていないわけですよ。例えば128ページ見ますと、令和6年度はちょっとあれですけれども、基本的に協議会費という形で、〇〇〇、〇〇〇みたいな形で出ていると。

一方で、この指定管理の収入以外というところでいうと、基本的には会費収入で〇〇〇ほど入ってくるだけなわけじゃないですか。差し引きすると、大体〇〇〇ぐらい、毎年ここで足りないというのが出てくると。それを補うのは、基本的には繰出金という形になるはずなのですが、それが昨年度までは予算としても特に組まれていないというのは、組織としての持続性をどういうふうに考えていたのかなというのを聞きたいのですけれども、今、伺っていること分かりますかね。

●富士センター運営協議会

これは、今やっている5年間のやつ自体が、5年間平均で見ているのですよ、市からの収入、その指定管理料ですね。当初は余っているのですが、6年度の予算を見ていただくと分かります。逆に、事業費のほう不足して、協議会のほうから今度は逆に割り当てている、そういう形でなっているの、だんだん持っていつている金額が、だんだん協議会のほうへ繰り出している金額が少なくなってきた、最後には、それが逆に協議会でプールした分を事業運営費に回している形が今度はよくないので、今回は、その単年度見て、その指定管理料を見ているので、その辺が今回のやつが改善した部分と見ていただきたいと思いますが。

●会長

そこは、大変いいと思ひまして、むしろ、これを今まで何で積んでいなかったのだろうというのがすごい逆に気になったので、単純に、指定管理料も含めた運営協議会さん全体で見ると、毎年赤字が出続けるという計算になるわけじゃないですか。何で大丈夫だったのだろうというのが、単純に不思議なのです。

●富士センター運営協議会

当初は、資金が足りなかったというのがありまして、最初にちょっとプールしたい考え方が。

●会長

それを切り崩すような形で、そうやってきた。でも、今年度の予算部分、大分危ないですから。

●富士センター運営協議会

それでも、1か月分はもつから、指定管理料が新たに入って、それで運営できるかなと

いうことで。そういう形だけで今回ちょっと変えたのですけれども。

●会長

今年度が、この辺は繰入金という形で、逆に予算に組み入れる形になっていますけれども、これは何か予定外の支出がかなりあったということなのですかね。

●富士センター運営協議会

予定外というよりは、先ほど言ったように、5年間の委託金を平均でもらっていますので、当初は余るのです。それをプールして、言い方は悪いかもしれないけれども、協議会の運営資金、最初の1か月分は、指定管理料が入るまで、ほかに収入がないものですから、それを運転資金にして、最初は、言い方は悪いけれども、自転車操業的だったのですかね。設立した当初は、〇〇〇しか資本金なかったものですから、それをプールして、運営資金に回して、それでプールしていったので、それを今度は、管理は5年間にすると、だんだん利益、利息が物価高で上がってきますので、今度は逆に足らなくなっちゃったので、それをプールした分から補填する形で今やっています。

●会長

ただ、今年も含めた3年で見ると、今年が特に過去2年より、さらに〇〇〇ぐらいマイナスという形になっているわけじゃないですか。これは、今年特に何かあったというのがあるのですかね。一応、金額の差で見ると、昨年との差でいうと、管理費が大体〇〇〇ぐらい増えていますし、内訳だと、水道光熱費がかなり高そうですが、これは何かあったのですかね。

●富士センター運営協議会

やはり、ここで大分暑くなってきたというような部分ありますし、今まではコロナで利用も少なかったので、ある程度エアコン等も使わなくて済んでいた部分もありましたけれども、今ちょうど利用率も上がってきて、エアコン等も使ってきた。また、富士センターは、各部屋で操作ができちゃうんです。だから、私どもの想定より低い温度で、皆さん、エネルギーを使ってきて。

●会長

そのあたりは、設定温度を。

●富士センター運営協議会

設定温度を下げられることと、逆に窓を開けて、今エアコンを使うのが結構多いのですよ。

●会長

コロナ対策で。

●富士センター運営協議会

コロナ対策で。そうすると、やっぱり強力に使って下げる、下げながら換気するというのがあって、結構使われる形になっています。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

私からは以上になりますが、ほかの方はいかがでしょうか。

●〇〇委員

ちょっと時間がないですけれども。

●会長

お願いします。

●〇〇委員

〇〇です。災害対策の関係で、1点だけお聞きしたいです。災害対策用の備品ということで、相当備蓄があるようなのですけれども、これ普通の、いわゆる公民センターさんとか、センターさんとか、なかなかここまでは備蓄できないと思うのですけれども、これ危機管理課あたりから、補助金とか何ももらわないで、独自でこれを全部備蓄されたのですかね。

●富士センター運営協議会

はい。これは、私どもの運用の中から、どうしてもこの地域の状況を見ると、市を頼るのではなくて、自分たちの地域で守るためには、富士センターそのものが避難場所みたいになっていますので、そのときに自分でするために、少しでも、その予算の中から備蓄していこうということで、年間予算取って、新しいもの、新しいもので買い換え、買い換えしながら積み重ねてまいりました。

●〇〇委員

例えば食べ物もありますよね。こういったもののローリングストックで、要は、もう使用期限ぎりぎりになったようなものとか、何か使っていますか。

●富士センター運営協議会

あります。そういうのを例えば防災訓練とかああいうときに提供したり、事業に富士センターから、備品を提供したりという形にしています。

あと、富士センターで何か事業をやったときにも、皆さんに日にちの少ないやつをお配りしていることもあります。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●富士センター運営協議会

食料品については、一応1日分、市からの支援が入ってくるまでという形で、1日分を持つ形で想定して備品をストックしています。1日、例えば市からの物資が届くだろうという形で想定して備蓄を行っています。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、以上ですかね。

残り、事務局のほう、お願いします。

●事務局

それでは、以上でプレゼンテーションを終了いたします。ありがとうございました。
長時間の御説明、審査、大変お疲れさまでした。

では、応募団体の方は退室してください。ありがとうございました。

●富士センター運営協議会

どうもありがとうございました。

●富士センター運営協議会

よろしくお願いします。

●事務局

それでは、これから採点及び委員間の討議をお願いします。

なお、討議については、自らの採点結果を明かすことのないように質疑や討議をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

●会長

では、採点に当たりまして、委員間で討議したいことがありましたら、挙手の上で発言をお願いします。

最初に私のほうから、財務的な側面ですけれども、ちょっとコメントに困るところがあるのですが、直ちに問題があるかといえば、恐らくないのですけれども、先ほどの質疑でも、私の最後の質問でもあるのですが、基本的に自転車操業に近いですね。特に今年度の128ページの予算のところ、今年度の結果というところが大体出ているのですが、数値を御覧になっていただくという必要もそんなにないのですけれども、要するに、どういう状況になっているかという、今年度が終わった段階で、今のところ予算ですので見込みですが、余裕が大体〇〇〇ぐらいしかない状況なのですね。資本金という形で、もともと〇〇〇ほど資産と負債の差額ということで余裕があるのですが、それに加えて、当初は、先ほどの説明ですと、最初にもらったところで蓄えて、それを切り崩すような形でやっていったという話があったのですが、その切り崩していった残りが〇〇〇ほどしか残っていないと。最初の資本金の〇〇〇と合わせて〇〇〇ぐらいしかないということで。

もともと、何でそんなになっていたかという、先ほどの質疑であったのですが、指定管理のところでの費用とかというのは、大体この指定管理料から全部払われているのですけれども、それとは別に、役員報酬のところ〇〇〇ほどですとか、細かい地域の行事への参加費とか、こいのぼり祭りの協賛金だとか、あと、組織としての法人市民税、県民

税とかというところで、大体コンスタントに〇〇〇ぐらいは掛かっているのですね。指定管理以外のところで、組織として〇〇〇ぐらい掛かっていると。

それに対して、この指定管理料以外で収入があるかということ、会議収入しかなくて、それが30万ぐらいしかないというところで、差し引きで大体、本当に指定管理料でそれを取っていない場合、〇〇〇ぐらい毎年赤字になるという計算でずっと続いていたのですよ。

今回の提案からは、それが収支計算書のところで、一番最後の費用のところに繰出金ということで、〇〇〇、計上されているのですね。これがまさに指定管理業務以外の組織としての運営資金のほうに基本的には流れるという形なので、今年からは、恐らく帳尻は合うのですけれども、先ほども言ったように、大体、毎年〇〇〇ぐらいコンスタントに赤というのが、〇〇〇確保されるようになったということですので、多少計画外の支出がそれこそ〇〇〇ぐらい出たら、ほとんどばあになるというようなぐらいの収支計算ですから、本当に割ともらったお金は、その年に使い切るみたいな経営をこれからするつもりですし、現状でその余裕が〇〇〇ぐらいしか残っていないという話なので、安心できるかと言われると、そんなに安心はできないのですけれども、予定どおりに行くうちは大丈夫なんじゃないでしょうかねという感じですね。

これが、五、六年ぐらい現状の見込みのまま続いて、毎年〇〇〇ずつぐらい余裕が積み上がっていったら、また話が違うのですが、本当に現状、直近の話で言うと、そんなに余裕はないですという話になりますね。

一応この会社は、会社というか法人ですが、借金とかをしているわけでもないのですので、本当にその年掛かった費用を、その年受け取った指定管理料で払うという話をしているわけですから、基本的には問題はないと思うのですけれども、例えば、今回のコロナの話みたいな今回の提案時点で予想されていなかった支出みたいなのが、〇〇〇オーバーで、もし掛かるとなった場合は、割と早い段階でショートする可能性はありますというところだけは申し上げておきますという形ですかね。財務的には、そのような形になっていません。

その他、いかがでしょうか。何か質疑の中で気になった点などあれば。

●〇〇委員

会長に質問なのですけれども、例えば施設等が老朽化してきて、多分、指定管理ですから、部分的にある程度のものを自分たちでやるような中身になっていると思うのですけれども、そういうものが多少出てきちゃうと、赤になる可能性が高いということですか。

●会長

そうですね。ただ、これは募集要項を見ると、基本的に、要件にもよりますが、10万円を超える分は市が負担という形になるので、1件1件が10万円以内ということであれば、それが10件とか重なっちゃうと、ちょっとあれですけれども、一、二件とかであれば問題はないかなと。

あと、そこで気になるのが、例えば10万円以上は市が負担という場合でも、1回建て替えなきゃいけないとなった場合に、100万かかるのを1回建て替える金がないとかという可能性は、場合によっては考えられる。直近では大丈夫だと思うのですが、ちょっと不運が二、三重なると、危ないかもなんていうのはありますね。という感じです。

あとはいいでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

私も率直に、損益計算書を拝見していて、この会社、何で毎年赤字なのに、今回また手を挙げるのだろうみたいなことを思っていたというのが一つです。

それで、ここで指定管理者さんのプレゼンを聞いて分かったことは、この施設自体が特殊なんですね、きっと。それで、非営利法人というより、この地区の人たちが立ち上げた団体だから、そういう事実には、そこしか手が挙がらない、逆に言えば、普通の法人は手が挙がりにくい状況なのですかね。

●〇〇委員

挙げられないでしょう。

●〇〇委員

そういうことですよ。であるならば、この募集の仕方に、このままずっとやっていていいのかなとは思いました。

要するに、この資料を作成する労力とか、作っている時間、経費とかを考えると、この方式はどうなのかなというのが1点と、今、会長がおっしゃったように、こういっては何ですけども、もしかしたら危ないかもしれない、この事業所さんだけども、1社しか手を挙げていないから、ここにしか任せられない。それに対して、市はどのようにお考えなのですかね、この状況の。

できれば、どなたか、どういう見込みで、どうやってということをお考え、お聞かせいただければ。

●生涯学習課

生涯学習課中原です。全て私のほうで把握しているとは言い切れないのですが、過去の私の分かる範囲での経緯ですと、富士センターに関しては、もともと直営でやっておりまして、説明の中にもありましたけれども、平成25年に団体を立ち上げて、市のほうから委託で、地域でこのセンターを運営してほしいということで、委託として、当時の富士センター運営協議会のほうに出しました。

4年ほど委託でお任せをして、その間に特定非営利法人という形で組織して、一応そのときに指定管理の選定審査をやって、そこは私も当時、この業務ではなかったものであれですけども、経緯からして、そのまま富士センターに指定管理を出すという形で募集をしたと思っています。

ですので、特に競争というよりは、富士全体に提案を出して、その提案内容で受けていただく。2回目のとき、今の募集のときも1社だったと思うのですが、その当時、どう募集されたか、すみません、私のほうでは分からないのですが、今回については、例えば先ほど委員長のほうから、市内の事務所を有しているというのが制限がかかっているんじゃないかということだったのですけれども、今回については、市内とか、何かほかの団体さんを排除するような状況は特になしで、普通に競争をするという方針で出させていただいたのですけれども、結果的に、過去の経緯とか地域柄もあるのか、説明会に来られたのも1団体、実際、契約に至ったのも1団体という形になっています。

以上です。

●〇〇委員

一番お伺いしたかった、自転車操業で何かあったときに、不幸な結果になるかもしれないところが、1事業団体しか手を挙げていなく、そこに任せるしかない。その白井市のお考えを聞きたかったのですけれども。経緯を聞きたかったわけじゃないんですよ。それは、経緯は先ほど最初の段階でお伺いしましたので。

だって、疑問に思いませんでしたか。毎年毎年、赤字の会社で、それ、どうなっているのだろうと。損益計算書が提出されているわけですから。

●生涯学習課

担当としては、毎年報告書を頂いて、運営協議会のほうの収支報告、あとは、コロナ前は一応プラスが出ていたと。コロナの途中で光熱費がすごく上がったとか、いろいろそんなことがあって、富士センターに限らず、何か補填ができないかとか、いろいろ全庁的にもそのような調査をされたはずなのですけれども、そのときには、一応5年間という形で委託をしているので、直近そこまでの2年間でプラス、プラスで来て、たまたま今回コロナでちょっと光熱費も上がってマイナス出ているのだけれども、5年間、全体を見てマイナスになったら、補填も検討するというような形で、直ちにその単年がマイナスだから、どうにかしてほしいというのは、応じられないような形でセンターと話しした経緯があります。

今回の私どもの設計の中でも、要するに組織運営費という形で、どこまで申し上げるかはあれなのですけれども、200万円ぐらい見ている、それとは別に、光熱水費とか修繕費とかというのは別予算で見ているので、たまたま富士センターのほうで200万ちょっとって、それを見ていたわけではないのですけれども、過去の実績で掛かったお金を下回らないように、金額を多少丸めつつ、組織の運営費も見込んで設計をしたつもりです。

ですので、我々の設計としては200万ですけれども、センターとしての提案は、今回300万で出ていましたけれども、内訳で多少、光熱水費は別で見ているとか、修繕費は別で見ているというのはあるので、よほど大きなことがなければ、いきなり転んでしまうというようなことはないかなと。

●〇〇委員

倒れることはないだろうという。

○生涯学習課

はい。と思っではいます。

●〇〇委員

分かりました。

●〇〇委員

すいません、いいですか。

●会長

はい、どうぞ。

●〇〇委員

今の何か御意見に準ずるものだと思うのですが、多分、今年というか今期やっていく中で、今度、公民センターが新しく公募になって、指定管理選定審査会の中で協議されるというのと、あと、高齢者就労指導センター、シルバー人材のところもそうなのですけれども、恐らく、競合にはならないで、地域性とか、公民センターも今後その地域性とかで、多分そこを今回の富士センターと同じような形のものになるんじゃないかというふうに思われるのと、シルバー人材については、ちょっと特殊な感じなので、福祉センターウェルぷらっとの社協の施設のところもそうだと思うのですけれども、そういったものが果たして、この指定管理の選定審査会というものと合致しているのかどうかというのは、そもそもことなのですけれども、今後こういう審査会でやっていくのか、それとも違った方式で管理をお願いしていくのかというのは、考えていかなくちゃいけないんじゃないのかなという気はしますけれども、その辺はどうなのですか。

●〇〇委員

ぜひ私もお尋ねしたいです、その件は。

●事務局

それぞれ担当課でやっているところなのですけれども、高齢者就労指導センターについては非公募で、恐らく今やっているところ、1社やるかやらないかの審査になって、公民センターは市民活動支援課が担当しておりまして、白井市の地域の団体育てるというところに主眼を置いてやっている課なので、市内限定の公募にしていく予定だとは思っているのですけれども、そういうところで、いろいろな人が応募できるような状況じゃないものをこの審査会で諮るのがいいのかというところは、昨年度もお話しされていたところなのですけれども。今そういった何か団体を選んで、第三者に認めてもらうという形を取るのに、審査会を使わせていただいているのをずっとやってきているので、今現段階では、その指定管理者の審査会に諮るやり方を、今後どうするかというところはまだあれですけれども、今の指針の中では、やっていく予定では考えているところであります。

●〇〇委員

ぜひ意見の一つとして、何度も何度も上げていただければと思います。皆さんも、一担当の方がここで結論出される問題ではないのですけれども、事実として、委員がそのようなことを申し上げていたということは、皆さんもお伝えできると思いますので。

●事務局

分かりました。

●〇〇委員

御配慮お願いいたします。

●事務局

分かりました。

●〇〇委員

マネジメント課さんのほうで、指定管理の選定にかけるか、かけないかという、その辺の基準というのは持っているのですか、持っていないのですか。

例えば、前の西白井の話にもありましたよね、地域の人たちがやって、実際運営しているような。本当にこの指定管理者の選定委員会にかけたという事実をもってして、取りあえず、これに選出しましたよというのをやっている。それ仕方ないのも分かるのですけれども、ただ、そうじゃない道というのが残されていないのかどうか。

●会長

いかがですか、採点のほうは。

●事務局

よろしいでしょうか。それでは、採点表を回収いたします。委員の氏名に漏れがないか、御確認お願いします。

これから事務局で集計を行います。回収後、15分間、休憩いたしますので、3時35分まで休憩にします。

(休憩)

●事務局

それでは、集計結果がまとまりましたので御報告させていただきます。

申請団体の富士センター運営協議会については、総評価点数が458点。15番の部分については26点で、5人掛ける5点で25点以上の基準を超えております。サービス等の評価点数は435点で、最低評価基準の375点に達しており、合格になります。

以上となります。

●会長

ありがとうございました。

では、主な選定理由の決定を行っていきたいと思います。何か御意見ありますでしょうか。

昨年というか、前回の選定理由ありますか。もうちょっと大きくできますか。ありがとうございます。

基本的には、そのまま採用でいいように思いますが、いかがでしょうか。

●〇〇委員

自主事業が多彩と書いてあると、そうではないので。

●会長

一応、選定理由なので、褒める形にしないといけないのです。

●〇〇委員

確かに、地域住民ならではの思いは、強く私は今回感じました。

●会長

そうですね、それは確かに分かります。

●〇〇委員

黒丸一つ目の後段のくだり、これがちょっと、どうお感じになりましたか。

●会長

更なる充実は、あんまり期待できないのかと思いましたが、むしろ、逆にこう書くことで充実させるよという意思表示するというのは、ありなのかなとは、今、読んでいて思いましたね。そう読んでいただけないような気はしますが。

●〇〇委員

でも、必要以上に褒めることも必要ないと思うし、事実として、あることだけを書けばいいと思うのですけれども。特に、Aさん、Bさんという比較対象がないわけですから、指定管理者としての実績及び市事業があるという、そこで切ってもいいような気がするだけです。地域住民の強い思いがある。3番目は、それは、その先分からないので、このままでいいかなとは思いますが。

●会長

自主事業については、一番上、指定管理者としての実績があり、安定した自主事業の運営が期待できるぐらいになりますかね。

●〇〇委員

安定しているのですかね。先ほどから、ずっと業務内容的には危ないというか、ちょっとという黄色信号が出ていることをきちっと踏まえた点数というか評価じゃないと、それこそ、この指定管理者の選定委員会って何なのよということになる。

●会長

そうですね。

●〇〇委員

それこそ、市民の人に客観的に見せるためには、私たちは私たちの仕事をしたほうがいいんじゃないかなと。

●会長

こういう選定理由に、ただし何とかみたいな話できるのですか。ここはちょっとみたいな形。

●事務局

今までは前例はないですけれども、できなくはないのかな。附帯意見というのをつけていただいたことがあったので、そういう形で、またつけることはできるかと。

●会長

それ言うと、附帯意見をつけることがまずいかというと、ちゃんと今回の提案では、繰出金を毎年300万円、協議会のほうで出ている支出は賄える額はちゃんと予算に組んでもらってはいるので、附帯意見をつけるほどかと言われると、そうでもないのですが。

●〇〇委員

要するに、前回よりは評価下がるコメントというか、そこを踏まえた選定理由がいいんじゃないかなとは思いますが。

●〇〇委員

それこそ、いいかどうか分からないのですけれども、最初のところに戻してもらっていいですか。

●会長

上のほうでしょうか。

●〇〇委員

一番上の黒丸のところなんかは、例えば指定管理者としての実績及び自主事業が多彩であるということで丸してしまっていて、さらなる新規事業開拓に期待するという意思を入れちゃうとか、そんなような感じだと、まずいですかね。こちらの意思として期待する、もしくは、新たなる事業開拓にも期待するとか、そういう意思を入れるというやり方は、まずいですかね。

●〇〇委員

そもそも指定管理者としての応募が1社しかなかったということは、公表するのですか、しないのですか。

●会長

しないんじゃないですかね。

●〇〇委員

しない。

●〇〇委員

でも、これ1社しかないというのは、これで分かるのですよね。

●事務局

全部、ここの会議の内容を議事録としてホームページに載せるので、見れば、応募団体1社というのは分かるようになります。

●会長

そうなのですか。

●〇〇委員

丁寧に見ればということだと思っただけけれども。でも、最初の選定理由に、1社しかないからと。これ、新事業の開拓をする必要あるのですか、こんなにいっぱいやっているのに。

●〇〇委員

あれだけじゃ足りないです。まだまだ今のは、ちまちま、ちまちましたものなので、ニーズが変わってくれば、ニーズに合わせたものが出てこない、絶対飽きると思います。

●会長

特に新しいことも考えていないという話でしたからね。

●〇〇委員

そこを教えてあげるような感じで書いたらいいんじゃないですか。読んで、せめて、この富士センターの人が気づきを得るぐらいの何か、もし〇〇さんがそう思っていらっしゃるなら。

●会長

個人的には、この選定理由を通してというよりは、何か別口で監査というか、運営内容の確認に行くときに、口頭というか、指導という言い過ぎですか。

●〇〇委員

あるんですか、そういう機会が。

●〇〇委員

中間で行かれていますね。ここの、ありますよね。

●会長

その方がいいと思いますけれども。ここで選定理由を讀んでというのも、そもそも先ほど申されていましたが、通って当然と思っていたら、選定理由、そもそもそんな読まないという場合もあるので、どうせ前回と同じようなことが書いてあるんだろうみたいな。

●〇〇委員

結果、通ったのか、通らないのかだけ。下手すると、通らないということもないだろうから、読まないかもしれないです。

●会長

そうなる、この文言をどうするというと、そんなに意味がないといたら意味がない

のかな。

●〇〇委員

じゃあ、さくさくっとしちゃいましょうよ。

●会長

いいと思いますね。基本的には前回と同じような表現にしておいて、どちらかという、もう少し直接的に、評価の機会とかを使って、くぎを刺せるようなことを考えたほうが意味があるんじゃないかなと思って。

去年は、先ほど〇〇委員の提案のように、一番上の黒丸の実績があって、自主事業が提案されていると。今後の新規事業というか、新事業の開拓でいいですかね、に期待するという形で一応書いただけ書いておいて、その下、二つの黒丸は同様で。

正直、前回の選定理由との差分を見てくれるぐらい、見てくれるのだったら、もっと提案も違うだろうと思うので。ここで悩むよりは、違う別口で考えたほうがいいと思うので、下二つの黒丸は、取りあえず同じでいいと思いますね。

●〇〇委員

今、一番、市がやり始めている地域まちづくり協議会の関連で、その拠点の団体として期待ができるぐらいのものでよろしいんじゃないですか。

●〇〇委員

1行目って、もうちょっと言葉足さないと。指定管理者としての実績及び自主事業があるじゃなくて。

●会長

そこを、自主事業がありのところです。実績及び。

●〇〇委員

多彩でありという言葉が前回使っていましたけれども。

●会長

実績に基づいた自主事業が提案されておりとして、まちづくり協議会のというのをそこにつなげるのですかね。指定管理者としての実績に基づいた自主事業が提案されており、その後に、まちづくり協議会のという文を持ってきてください。それは消さなくて大丈夫です。今後もさらなる新事業の開拓に期待するというのをに入れておいてもいいのかな。取りあえず、こんな感じですかね。

では、以上の3点を選定理由として、答申（案）をまとめていくという形で進めていきたいと思います。

では、議題2、白井市学習等供用施設の指定管理者の候補者の選定について、候補者を決定いたしましたので、こちら議題2を終了いたします。

次第に従いまして、4、その他、事務局から何かありますか。

●事務局

次回、第3回の審査会につきましては、7月24日水曜日、13時15分から、こちら同じ本庁舎4階、大委員会室で開催を予定しています。

学習等供用施設の今後のスケジュールとしましては、次回に、本日、選定理由を決めていただいた答申（案）の決定をいたします。

8月中旬に、答申を基に市の決定。11月下旬、12月議会に提案。12月中旬、議決。1月から3月に、協定書の協議、締結。令和7年の4月1日から指定期間の開始となります。

学習等供用施設の選定理由につきましては、また改めて次回の審査会に答申（案）として決定させていただきたいと思っております。

また、後日、会議録の確認をお願いすることになりますので、お手数ですが、そちらもよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

●会長

今の点で言うと、昨年とかから何回か案がありましたが、答申はするけれども、ここがねみたいなのは何回もあるわけじゃないですか。そのときにも、選定理由で何か表現を工夫してみたいなの、何回かあったのですけれども、あんまり期待できないと思うので、どちらかという、採択をするけれども、限定付き採択というちょっと変ですが、何か市側からの提案に対する要望を伝えた上での採択みたいなのが制度的にできないかというところだけ、ちょっと確認をお願いしたいというのが1点ですかね。

●事務局

分かりました。

●会長

そこを少し、すぐという話ではないですが、何かできないかというところを考えていただけると、ありがたいです。

●事務局

附帯意見とかということではなくて。

●会長

附帯意見の場合は、議会とかに、上に上げるときに、こういう注意がありますよという話ですけれども、上向けではなくて業者向けに、採択ではあるのだけれども、ここについて留意してほしいという話が何か出せる形があると、正式にでもいいですし、それこそ口頭でという形でもいいのですが、何か。どちらかという正式に。

●事務局

審査会としてという。

●会長

審査会としてというところで、どちらかという、正式に何か出せたほうが実効性があると思うので。

●事務局

業者に対してですか。

●会長

そうですね。現状だと、オーケーか駄目かという2択でしかないので、今回みたいに、1社しかないからオーケーにはするのだけれどもというところで、何かくぎを刺せるルートがあったほうが良いと思うので、何か制度的にできないかというところを検討いただけると、ありがたいかなと思いますけれども。

●事務局

分かりました。確認して、次回、回答したいと思います。

●会長

分かりました。

では、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和6年度第2回白井市指定管理者選定審査会を閉会いたします。お疲れさまでした。